九里学園　同窓会会則

第１条(名　称)
本会は九里学園同窓会と称し、本部を九里学園高等学校内におく。
(山形県米沢市門東町１丁目 1-72)
第２条(目　的)
本会は母校の発展に協力し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第３条(事　業)
本会は前条の目的達成のため、下の事業を行う。
１　母校後援に関する事業
２　会員の相互の親睦に関する事業
３　会員の研修
４　会報の発行
５　会員名簿の管理
６　その他本会目的達成に必要な事項
第４条(会　員)
本会は九里学園の卒業生(会員)と学園現職員(客員)を以って組織する。
第５条(役　員)
役員は、理事と一般役員で構成される。
役員は、学年、クラス、地区の代表者、および客員の推薦によって構成される。
第６条(役員任期)
理事の任期は２ヶ年とする。但し再任を妨げない。
任期満了を待たずに役員を変更する必要がある場合は理事会で承認を得る。
一般役員の任期は設けない。
第７条(理　事)
本会に下の理事をおく。
会　長　　１名
副会長　　若干名(内１名教頭)
幹　事　　会員と客員より若干名
監　事　　２名
顧　問　　本会に顧問を置くことができる。なお、会長が委嘱する。
第８条(会長・副会長)
会長は会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
会長・副会長は会員の中から選出し、役員会で承認する。
第９条(幹　事)
幹事は庶務及び会計に当たる。幹事は会長が委嘱する。
第１０条(監　事)
監事は会計監査に当たる。監事は会員の中から選出する。

第１１条(顧　問)
顧問は特に会と密接な連携を保ち、重要会務に関して会長の諮問に応じる。
第１２条(理事会)
理事会は三役が招集し役員会に提案する。
１　予算決算の立案
２　基本財源(特別会計)の運営
３　役員の選出
４　会務の報告
５　会則の変更
第１３条（役員会）
役員会は、会長、副会長、幹事および一般役員でこれを構成し、予算、決算、事業計画その他必要な事項を審議決定する。
第１４条(決　議)
決議は役員会出席者の３分の２の同意を以って決定する。
但し、災害等で活動が停止したときは、理事会の議決を経て承認する。
第１５条(経　費)
会計期間は４月から翌年の３月３１日までとする。
本会の経費は所定の入会金、会費及び寄付金を以ってこれに充てる。
第１６条(会　計)
本会の会計は通常会計と特別会計とに分ける。特別会計は本会の特別事業のため基本財源として別途にこれを積み立てる。
第１７条(支　部)
本会に各地区及び本会の目的達成のため支部をおくことができる。
第１８条(簿　冊)
本会に下の簿冊を備える。
会計簿　会員名簿　庶務記録簿

附 則
本会は昭和３３年１１月２６日より設立・実施する。
（昭和４７年９月２日　　一部改正）
（平成１２年６月２５日　一部改正）
（平成２７年６月２７日　一部改正）
（平成２８年６月２５日　一部改正）
（平成２９年６月２４日　一部改正）
（令和　３年６月２６日　一部改正）
（令和　８年６月２０日　一部改正）

この会則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。